

議第二号

徳島県議会会議規則の一部改正について

右の議案を別紙のとおり、徳島県議会会議規則第十四条第一項の規定により提出する。

令和三年十二月十五日

提出者

喜多宏思
岡本富治
岩佐義弘
井下泰憲
重清佳之
立川了大
吉田益子
嘉見博之
増富義明
杉本直樹
西沢貴朗
東条恭子

徳島県議会議長

岩丸正史殿

徳島県議会議規則の一部を改正する規則

徳島県議会議規則（昭和五十四年徳島県議会議規則第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三百三十条」の下に「・第三百三十一条」を加える。

第二百二十五条中「印刷して、」を削る。

第三百三十条を第三百三十一条とし、第十八章中同条の前に次の一条を加える。

（配布に代わる措置）

第三百三十条 議長は、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により、この規則の規定により配布することとされている文書及び議長が配布する必要があると認めた文書を議員等が閲覧できる状態に置く措置を講ずることをもつて、これらの文書の配布に代えることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議第三号

徳島県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部改正について

右の議案を別紙のとおり、地方自治法第百十二条及び徳島県議会会議規則第十四条第一項の規定により提出する。

令和三年十二月十五日

提出者 全議員

徳島県議会議長 岩丸正史 殿

徳島県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

徳島県議会議員の議員報酬の特例に関する条例（平成十六年徳島県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

「令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

提案理由

本県財政の健全化に資するため、令和四年四月から令和五年三月までの間の議長、副議長及び議員の議員報酬の月額について減額を継続する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議第4号

インボイス制度導入に係るシルバー人材センターへの適切な措置を求める
意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和3年12月15日

提出者 経済委員長 北島一人

徳島県議会議長 岩丸正史 殿

インボイス制度導入に係るシルバー人材
センターへの適切な措置を求める意見書

シルバー人材センターは高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき設立された公的団体であり、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献している。

令和5年10月に、消費税において適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入される予定となっているが、同制度が導入されると、免税事業者であるシルバー人材センターの会員はインボイスを発行することができないことから、シルバー人材センターは仕入税額控除が出来なくなり、新たに預かり消費税分を納税する必要が生じる。しかし、公益法人であるシルバー人材センターの運営は収支相償が原則であり、新たな税負担の財源はない。

人生100年時代を迎え、国をあげて生涯現役社会の実現が求められる中、報酬よりも社会参加・健康維持に重きをおいた生きがい就業をしているシルバー人材センターの会員に対して、形式的に個人事業者であることをもって、インボイス制度をそのまま適用することは、地域社会に貢献しようと努力している高齢者のやる気、生きがいを削ぎ、ひいては地域社会の活力低下をもたらすものと懸念される。シルバー人材センターにとっては、新たな税負担はまさに運営上の死活問題である。

よって、国におかれては、シルバー人材センターが、安定的な事業運営が行え、また、会員の手取額を減少させ、高齢者のやる気、生きがいを削ぐことのないよう、適格請求書等保存方式導入に係る適切な措置を要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

議 長 名

提 出 先

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣

財 務 大 臣

厚 生 労 働 大 臣

経 済 産 業 大 臣

協力要望先

県 選 出 国 会 議 員

議第 5 号

国の教育政策における財政的支援を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出する。

令和 3 年 12 月 15 日

提 出 者 文教厚生委員長 大 塚 明 廣

徳島県議会議長 岩 丸 正 史 殿

国の教育政策における財政的支援を求める意見書

学校現場を取り巻く環境が複雑化・困難化し、学校に求められる役割が拡大するとともに、新しい教育課題への対応も求められている中、教員が子どもたちと向き合う時間を確保し、誇りとやりがいを持てる環境を整え、教員の長時間労働の改善を図る必要がある。

令和4年度国予算の概算要求では、小学校における高学年の教科担任制の推進と小学校における35人学級の計画的な整備等を図り、義務教育9年間を見通した指導体制による新しい時代にふさわしい質の高い教育の実現を図るとともに、学校における働き方改革、複雑化・困難化する教育課題へ対応するために必要な定数増の要求がなされているが、これらの施策に確実に対応するためには、地方の実情を踏まえた教職員定数の改善が不可欠である。

また、いわゆる人材確保法は、学校教育が次代を担う青少年の人間形成の基本をなすものであることに鑑み、教員の給与について特別の措置を定め、優れた人材を確保し、もって学校教育の水準の維持向上に資することを目的に制定されたものであるが、近年、教員給与体系の再構築の動きのもと、教員特有の手当の削減等が行われてきたところである。

学校教育の成否は教員の資質能力に負うところが大きく、優秀で質が高く、意欲に溢れた人材を確保することが極めて重要である。

さらに、義務教育に係る教職員の給与等について、義務教育費国庫負担金制度によりその一部を国が負担するなど、国から一定の支援が行われているが、地方自治体の財政状況にかかわらず、全国一律に教育の機会均等とその維持向上を図るためには、国の責務として必要な財源を保障する必要がある。

よって、国においては、次の事項が実現されるよう強く要請する。

- 1 今日的な教育諸課題に対応するため、義務教育諸学校等の標準法を改正し、教職員定数の更なる改善を図ること。
- 2 教育現場に優れた人材を確保するため、人材確保法を尊重し、教育専門職としてふさわしい給与・待遇とすること。
- 3 教育の機会均等と教育水準の維持向上のために、義務教育に係る費用を全額国庫負担とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

議 長 名

提 出 先
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
財 務 大 臣
文 部 科 学 大 臣
協力要望先
県 選 出 国 会 議 員

議第 6 号

森林整備等林野関係事業の推進に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出する。

令和 3 年 12 月 15 日

提 出 者 全 議 員

徳島県議会議長 岩 丸 正 史 殿

森林整備等林野関係事業の推進に関する意見書

国土の3分の2を占める森林は、国土の保全や水資源のかん養、地球温暖化防止への貢献等、国民生活に様々な恩恵をもたらしている。また、戦後造成された人工林が本格的な利用期を迎えたこと等を背景に、国産材の供給量の拡大や脱炭素社会の実現に資する木材利用への動きが加速しつつある。

一方で、近年、記録的な豪雨や猛烈な台風等により全国各地で大規模な山地災害が発生しており、森林整備・治山対策による国土強靱化を強力に推進していく必要がある。

また、世界的な需要増大等を背景とした木材の急激な需給変動にも対応可能な国産材の生産・流通体制の構築など、新たな課題が発生している状況にある。

加えて、2050年カーボンニュートラルを実現するためには、排出削減とあわせて吸収源の活用が不可避であることから、森林吸収量の確保・強化に向け、森林資源を適正に管理するとともに「伐って、使って、植える」森林サイクルを確立していくことが急務となっている。

このような情勢を踏まえ、本年6月に策定された新たな森林・林業基本計画においても、①森林資源の適正な管理・利用、②「新しい林業」に向けた取組の展開、③木材産業の競争力の強化、④都市等における「第2の森林」づくり、⑤新たな山村価値の創造の五つを施策の柱として、林業・木材産業の持続性を高めながら成長発展させつつ、森林の有する多面的機能を持続的に発揮させる、森林・林業・木材産業によるグリーン成長を目指すこととされているところである。

については、これら課題に対応し、2050年カーボンニュートラルも見据えた、森林・林業・木材産業によるグリーン成長の実現に向け、森林・林業・木材産業関連施策を加速・強化するため、次の施策の実現を強く要望する。

- 1 森林吸収量の確保・強化に向け、間伐の着実な実施に加え、主伐後の再造林、幹線林道等による路網の整備、機械導入等に必要な予算を十分に確保すること。

また、災害から国民の生命・財産を守るため、荒廃山地の復旧整備や山腹崩壊・流木・土石流対策等治山対策の強化など、国土強靱化に必要な予算を確保すること。

加えて、森林環境譲与税を活用した条件不利地の森林整備の促進に向け、地方財政措置の継続をはじめ、市町村の体制整備に向けた支援・施策の充実を図ること。

- 2 林業・木材産業の持続的発展に向け、日EU経済連携協定（EPA）・TPP11等への対応、さらには、今般の世界的な木材需要増大等を背景とした木材需給の急激な変化にも対応可能な国産材の安定供給体制の構築を図るべく、間伐や路網整備等に加え、木材加工流通施設の整備を推進すること。

また、伐採から再造林・保育に至る収支の改善を図る新しい林業を実現するため、エリートツリー等を活用した造林コストの低減等、新技術の活用を推進すること。

さらに、改正木材利用促進法も踏まえ、住宅等における地域材の利用促進、木質耐火部材等の製品・技術の開発、それらを活用した中高層建築物や非住宅分野における木材の利用拡大、SDGs、低炭素社会の構築に向けた木材利用の意義等の普及啓発を国民運動として展開すること。

- 3 緑の人づくり等による林業事業従事者の確保・育成や労働安全対策の強化等労働環境の改善、林業経営体の育成・強化、林野公共事業の推進など山村地域における事業・雇用創出に向けた支援を強化すること。

また、新型コロナウイルスの感染拡大を契機とした新たな生活様式への転換が求められる中、健康・観光・教育等の分野での森林空間の活用を図るため、ワーケーション等による森林サービス産業の創出や、関係人口の拡大等による山村地域の活性化に向けた支援の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

議 長 名

提 出 先

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣

財 務 大 臣

農 林 水 産 大 臣

環 境 大 臣

林 野 庁 長 官

協力要望先

県選出国會議員